



CHECK

同時改定などの議論、 注目ポイントは（上）

今年春から年末にかけて、次の介護報酬改定(24改定)に向けた議論が行われる。6年に一度の診療報酬との同時改定のタイミングでもあるだけに、単位や基準が大きく変わる可能性が高い。今回はケアマネジャーに直接関わるポイントについて、まとめてお届けする。

■単位数の具体的な議論は晩秋以降

改定に向けた議論が行われるのは、社会保障審議会介護給付費分科会だ。ケアマネが真っ先に注目するのは、「居宅介護支援」の基本報酬や各種加算の単位数だろう。基本報酬や各種加算の単位数については、各サービスの収支差率などを示した「介護事業経営実態調査」の結果が明らかになってから本格的な議論が始まる。「介護事業経営実態調査」の結果が公表されるのは、例年10月ごろだ。

■注目される包括との「役割分担」

一方、制度改正などに伴い、変更されたり、導入されたりする仕組みについては、秋よりも前から議論が始まる見通しだ。居宅介護支援に関し、変更などの方針が固まっているのは、主に次の事柄だ。

- (1) 要支援者のケアマネジメントを担う「介護予防支援」の指定対象を居宅介護支援にも拡大する
- (2) 地域包括支援センターが担う家族介護者への支援は、ケアマネが実施する「仕事と介護の両立支援」などと連携する
- (3) 居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所などを地域包括支援センターのブランチ(窓口)やサブセンターとして活用する
- (4) 地域包括支援センターに配置が義務付けられている主任ケアマネと保健師、社会福祉士の3職種について、より柔軟な配置を可能とする。特に主任ケアマネについては「準する者」の範囲を拡大する
- (5) 「手すり」など、同一種目の福祉用具を複数個給付しているケースに対する対応

(1)から(3)は、地域包括支援センターの業務の一部を居宅介護支援に担わせることを想定したものの、いずれも、社会保障審議会介護給付費分科会で取り上げられる可能性が極めて高い。このうち(1)については、居宅介護支援事業所が「介護予防支援」を直接担当するための要件などが検討される見通しだ。また(3)については、「窓口」やサブセンターとなった居宅介護支援が担う具体的な業務の範囲などが検討されるだろう。

■同一の福祉用具の複数貸与に「規制」?

(5)は昨年、厚生労働省の「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめに盛り込まれた議題だ。今のところ、その具体案は公にされていないものの、同検討会の議論では、訪問介護の生活援助と同様の仕組みを福祉用具貸与にも導入すべきとする意見も出ていた。この議題についても給付費分科会で議論される見通しだ。

ケアマネジメントオンライン 2023/01/05 12:00 配信より 引用

介護保険事業所番号 2774006957

福祉用具淳風きたじょう

〒561-0825

豊中市二葉町2-4-5

TEL:06-6332-6800